

方針を支える柱	目標達成のための取組み	施策項目	現計画の「現状」	新計画の「現状」(案)	現計画の「施策内容」	新計画の「施策内容」(案)
地域サービスの充実・地域生活への移行支援	地域生活への移行	病院・施設等から地域への移行推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で暮らすための環境整備は進みつつあるが、十分ではなく、そこに定着できない人もいます。 ・重度化・高齢化により地域移行が難しい入所者が増えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>病院・施設と地域を繋ぐ総合的な支援体制・相談窓口が求められている。</u> ・<u>病院や施設等の退院(所)の支障になる要因・課題と地域生活における課題を関係者が相互に共有しないと、地域移行を進めることが難しい。</u> ・<u>重度化・高齢化により地域での受入れが難しい入所者が増えている。</u> ・<u>安心して地域社会で暮らすしていくためには、地域住民の理解が必要である。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的入院者、施設入所者等の地域への移行・定着を推進するため、地域の支えあいや居住の場・日中活動の場の整備とサービスの向上を働きかけます。 ・特に、重度・重複障害者向けや日中サービス支援型のグループホーム等の整備に取り組み、地域移行を推進します。 ・地域移行・地域定着についての相談機能の充実とともに、グループホーム等との情報交換を行うなど、関係機関との連携の強化を図ります。 ・自立生活に向けた体験施設等を引き続き活用します。 ・グループホーム等の体験利用の質の向上を図ります。 ・地域移行支援・地域定着支援・自立生活援助の個別給付を行います。 ・地域移行支援のためのピアサポート活動の推進を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的入院者、施設入所者等の地域への移行・定着を推進するため、地域の支えあいや居住の場・日中活動の場の整備とサービスの向上を働きかけます。 ・特に、重度・重複障害者向けや日中サービス支援型のグループホーム等の整備に取り組み、地域移行を推進します。 ・<u>基幹相談支援センターを設置し、自立支援協議会やはちまるサポート等と協働し、病院や施設関係者、地域の支援者との情報共有や研修の相互参加等、連携を強化することで、地域生活への移行を推進するため、各分野を横断的に調整することが可能な総合的な支援体制の構築を目指します。</u> ・自立生活に向けた体験施設等を引き続き活用します。 ・グループホーム等の体験利用の質の向上を図ります。 ・地域移行支援・地域定着支援・自立生活援助の個別給付を行います。 ・地域移行支援のためのピアサポート活動の推進を図ります。
		当事者活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障害の受容や理解ができない、あるいは生き方に迷う障害者に対して、相談支援事業所などがピアサポートを行っているが、継続して取り組む必要がある。 ・障害当事者に対し、学校等より障害理解に対する助言や講義の依頼があるため、当事者のスキルアップが必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害の受容や理解ができない、あるいは生き方に迷う障害者に対して、相談支援事業所などがピアサポートを行っているが、継続して取り組む必要がある。 ・障害当事者に対し、学校等より障害理解に対する助言や講義の依頼があるため、当事者のスキルアップが必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害当事者自身によるピアカウンセリングなど相談支援機関を活用し、当事者活動への支援体制の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>障害当事者自身によるピアサポートなど、当事者活動への支援体制の充実を図ります。</u> ・<u>障害福祉サービス事業所のピアサポーター雇用を促進し、都が実施するピアサポート研修等も利用しながら、当事者活動への支援体制を充実を図ります。</u>
		居住支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・居住に関する相談や入居の紹介、手続きなどの支援を行っており、継続して取り組む必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・居住に関する相談や入居の紹介、手続きなどの支援を行っているが、<u>入居のハードルが高くなるケースもある。</u>継続して取り組む必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・居住に関する相談や入居の紹介、手続きなどの支援の充実を図ります 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>関係機関等と連携しながら居住に関する相談や入居の紹介、手続きなどの支援の充実を図ります。</u> ・<u>不動産会社等に障害者の地域生活への理解を働きかけていきます。</u> <p>※住宅対策課</p>

方針を支える柱	目標達成のための取組み	施策項目	現計画の「現状」	新計画の「現状」(案)	現計画の「施策内容」	新計画の「施策内容」(案)
地域サービスの充実・地域生活への移行支援	障害児のサービス提供体制の構築	障害児への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 成長に応じた切れ目のない支援を行うため新生児赤ちゃん訪問等で「はちおうじっ子マイファイル」を配付している。 障害児の一貫した発達について相談する場が十分でない。 	<ul style="list-style-type: none"> 成長に応じた切れ目のない支援を行うため乳幼児健診等で「はちおうじっ子マイファイル」を配付している。 障害児の一貫した発達について相談する場が十分でない。 <u>・地域共生社会の推進の観点から、児童発達支援センターは、障害児及び家族への支援のほか、地域のインクルージョン推進の中核機関としての機能が求められている。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 「はちおうじっ子マイファイル」配付時等に障害児の相談先パンフレットを配布し、相談先の周知を図ります。 保健福祉センター等と連携し、児童発達支援センター等における障害児とその家族のニーズに即した発達の相談に取り組みます。 障害者地域自立支援協議会にて、ライフステージに即した切れ目のない支援を行うために、現状把握と情報の共有を行い、成人期へのスムーズな移行を支援するための協議を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 「はちおうじっ子マイファイル」配付時等に障害児の相談先パンフレットを配布し、相談先の周知を図ります。 保健福祉センター等と連携し、児童発達支援センター等における障害児とその家族のニーズに即した発達の相談に取り組みます。 障害者地域自立支援協議会にて、ライフステージに即した切れ目のない支援を行うために、現状把握と情報の共有を行い、成人期へのスムーズな移行を支援します。 <u>・市内2箇所の児童発達支援センターにおいて、全ての子どもが障害の有無に関らず共に成長するための移行支援や地域支援等を充実していきます。</u>
	重症心身障害児のサービス提供体制の構築	重症心身障害児・医療的ケア児への支援	<ul style="list-style-type: none"> 病院から地域へ移行する重症心身障害児や医療的ケア児が増加しており、当事者と家族への支援が求められている。 重症心身障害児や医療的ケア児が利用できる施設が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 病院から地域へ移行する重症心身障害児や医療的ケア児が増加しており、当事者と家族への支援が求められている。 重症心身障害児や医療的ケア児が利用できる施設が少ない。 <u>・「医療的ケア児等コーディネーター事業」を2事業所に委託し、医療的ケア児等の相談にあたった。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 看護師等が重症心身障害児者)等の自宅を訪問して看護する在宅レスパイト事業を適切に運用し、家族等が休めるようにします。 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が協議する場において、医療的ケア児への支援について検討します。 重症心身障害児や医療的ケア児の受け入れを事業者働きかけます。 	<ul style="list-style-type: none"> <u>・医療的ケア児及び家族と医療・福祉・教育等社会資源をつなぎ、地域で安心して生活していただくための支援体制を作っていきます。引き続き相談窓口として、医療機関と連携した医療的ケア児等コーディネーターを配置し、地域での生活を支援します。</u> 看護師等が重症心身障害児者)等の自宅を訪問して看護する在宅レスパイト事業を実施し、家族等が休めるようにします。 <u>・医療的ケア児等への支援に係る保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の連携を促進します。</u> 重症心身障害児や医療的ケア児の受け入れを事業者働きかけます。

方針を支える柱	目標達成のための取組み	施策項目	現計画の「現状」	新計画の「現状」(案)	現計画の「施策内容」	新計画の「施策内容」(案)
地域サービスの充実・地域生活への移行支援	障害児のサービス提供体制の構築	<p>発達障害児への支援</p>	<p>・発達障害者の家族同士の情報共有や交流の場が必要とされている。</p>	<p>・発達障害児の家族等の支援体制の確保が必要である。</p>	<p>・発達障害者の家族を支援するため、家族同士の情報共有・交流の場を設け、ペアレントメンターの育成に努めます。</p>	<p>・市内2か所の児童発達支援センターにおいて、障害や発達に遅れのある児童に対し、その乳幼児期に適切な早期対応を行うため、個別支援及び集団療育並びに家庭での子育てに係る相談に取組みます。 ・発達障害児支援室(からふる)において、発達に偏りや遅れのある児童の成長を支援するため、早期発見・早期対応につながる相談や療育支援に取組みます。 ・発達障害児の家族等を支援するため、ペアレントメンターを活用した家族同士の情報共有・交流の場を設けるとともに、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身に付け適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニングを引き続き実施します。 ※子どもの教育・保育推進課</p>
		<p>難聴児への支援</p>	<p>—</p>	<p>・難聴児の早期発見・早期支援が必要である。(他課調整中) ・身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児について、補聴器を装用することにより、言語の獲得やコミュニケーション能力等を身に付ける効果があるため、補聴器費用を助成している。</p>	<p>—</p>	<p>・新生児聴覚検査受診を促進し、初回の新生児聴覚検査費用の一部を助成します。(他課調整中) ・補聴器購入費用の一部を助成する事業を継続し、中等度難聴児を支援します。</p>
		<p>障害児保育の充実</p>	<p>・保育所、学童保育所における障害児の在籍数が増加しているが、障害児受け入れのニーズも高まっている。 ・保育所・幼稚園での巡回発達相談を実施している。 ・保育所・学童保育所において、障害児の受け入れに配慮している。</p>	<p>・保育所、学童保育所における障害児の在籍数が増加しているが、障害児受け入れのニーズも高まっている。 ・保育所・幼稚園での巡回発達相談を実施している。 ・保育所・学童保育所において、障害児の受け入れに配慮している。</p>	<p>・保育所・学童保育所において、引き続き障害児の受け入れを行うとともに、学童保育所における障害児の受け入れ拡充を図ります。 ・保育所・幼稚園での巡回発達相談の拡充を図るとともに、関連機関と連携し、保育従事者のスキルアップに取り組みます。 ・障害児以外の児童との集団生活の適応のため、保育所等訪問支援の活用を図ります。 ・保育所等訪問支援事業所の拡充について検討します。</p>	<p>・保育所・学童保育所において、引き続き障害児の受け入れを行うとともに、学童保育所における障害児の受け入れ拡充を図ります。 ・保育所・幼稚園での巡回発達相談の拡充を図るとともに、関連機関と連携し、保育従事者のスキルアップに取り組みます。 ・障害児以外の児童との集団生活の適応のため、保育所等訪問支援の活用を図ります。 ・保育所等訪問支援事業所の拡充について検討します。 ※子どもの教育・保育推進課、放課後児童支援課</p>

方針を支える柱	目標達成のための取組み	施策項目	現計画の「現状」	新計画の「現状」(案)	現計画の「施策内容」	新計画の「施策内容」(案)
地域サービスの充実・地域生活への移行支援	障害児のサービス提供体制の構築	障害児の放課後活動(余暇支援)の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後等デイサービス事業所の数は年々増加しているが、重度・重複障害児を対象とする事業所数は十分ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後等デイサービス事業所の数は年々増加しているが、重度・重複障害児を対象とする事業所数は十分ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・重度・重複障害児を対象とする放課後等デイサービス事業所の拡充について検討します。 ・放課後等デイサービスや日中一時支援の活用を図ります。 ・放課後等デイサービスや日中一時支援の事業所に対して適切な指導等を行うことにより、サービスの質の向上を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・重度・重複障害児を対象とする放課後等デイサービス事業所の拡充について検討します。 ・放課後等デイサービスや日中一時支援の活用を図ります。 ・放課後等デイサービスや日中一時支援の事業所に対して適切な指導等を行うことにより、サービスの質の向上を図ります。
	地域で生活するための体制整備	ホームヘルプサービス等介護給付の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・支給基準を上回る支給量を必要とする人がいる。 ・障害の重度化や介護する家族の高齢化、家庭状況の変化などを背景に、支給量が増加している。 ・利用者のニーズに十分応えられるよう、サービスの質を向上させる必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルパー不足により、サービスを十分に利用できない方がいる。 ・支給基準を上回る支給量を必要とする方がいる。 ・障害の重度化や介護する家族の高齢化、家庭状況の変化などを背景に、支給量が増加している。 ・利用者のニーズに十分応えられるよう、サービスの質を向上させる必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害支援区分認定審査会で判定された障害支援区分の基準により、日常生活の支援が必要な人に必要なサービスの支給量を確保します。 ・個々の障害者に配慮したサービスを支給します。 ・サービスの質の向上に資するよう、事業者向けの研修機会の周知など情報提供に努めます。 ・サービスを提供する事業者に対する適切な指導等や、関係機関との連携を行うことにより、サービスの質の向上を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害支援区分認定審査会で判定された障害支援区分の基準により、日常生活の支援が必要な人に必要なサービスの支給量を確保します。 ・個々の障害者に配慮したサービスを支給します。 ・サービスの質の向上に資するよう、事業者向けの研修機会の周知など情報提供に努めます。 ・サービスを提供する事業者に対する適切な指導等や、関係機関との連携を行うことにより、サービスの質の向上を図ります。 ・ヘルパー不足に対応するため、市内事業者と連携した就職相談会を実施し、更なる人材の確保に努めます。
	ガイドヘルパー等派遣事業の拡充	ガイドヘルパー等派遣事業の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・同行援護・移動支援の支給基準を上回る支給量を必要とする人がいる。 ・事業所数は増加しているが、複雑化する障害者のニーズに十分応えているとは言えない。 ・平成28年度(2016年度)から新たに緊急時通学支援を開始したが、利用者が少ない。 ・令和元年(2019年)7月から移動支援を中学生に拡大した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドヘルパーの不足により、サービスを十分に利用できない方がいる。 ・同行援護・移動支援の支給基準を上回る支給量を必要とする人がいる。 ・複雑化する障害者のニーズに十分応えられるよう、サービスの質を向上させる必要がある。 ・移動支援の利用について対象拡充を望む声がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者を対象とした同行援護・移動支援のガイドヘルパー等の養成など、地域における派遣体制の整備を引き続き進めるとともに、移動の支援を利用しやすいよう検討します。 ・緊急時通学支援については、利用者にわかりやすい情報提供を行い、利用者数の向上に努めます。 ・重度脳性麻痺者の在宅介護を支援するため、介護人派遣事業を継続します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者を対象とした同行援護・移動支援のガイドヘルパー等の養成など、地域における派遣体制の整備を引き続き進めます。 ・移動に関する支援がより利用しやすいものとなるよう、総合的な観点から制度を検討します。 ・重度脳性麻痺者の在宅介護を支援するため、介護人派遣事業を継続します。
	訪問入浴サービスの推進	訪問入浴サービスの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・重度障害があるなど、ヘルパーによる入浴介助が困難な人がいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・重度障害があるなど、ヘルパーによる入浴介助が困難な人がいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅の重度障害者(児)の日常生活を支援するため、訪問入浴サービス事業を継続・推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅の重度障害者(児)の日常生活を支援するため、訪問入浴サービス事業を継続・推進します。

方針を支える柱	目標達成のための取組み	施策項目	現計画の「現状」	新計画の「現状」(案)	現計画の「施策内容」	新計画の「施策内容」(案)
地域サービスの充実・地域生活への移行支援	地域で生活するための体制整備	一時保護施設の拡充	<ul style="list-style-type: none"> 一時保護施設の数が増加しているが、施設の利用ニーズへの対応は十分とは言えない。 精神障害者や医療的ケアを必要とする重複障害の受け入れ施設が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 一時保護施設の数が増加しているが、施設の利用ニーズへの対応は十分とは言えない。 精神障害者や医療的ケアを必要とする重複障害の受け入れ施設が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 一時保護施設の拡充を図り、医療機関等との連携についても検討します。 グループホームなどに対して、一時保護施設としての機能をもたせるための働きかけを行います。 既存の一時保護施設に対して、受け入れの拡大を働きかけます。 	<ul style="list-style-type: none"> 一時保護施設の拡充を図り、医療機関等との連携を図ります。 グループホームなどに対して、一時保護施設としての機能をもたせるための働きかけを行います。 既存の一時保護施設に対して、受け入れの拡大を働きかけます。
		緊急一時保護(家庭)の実施	<ul style="list-style-type: none"> 身近な所で保護できる制度として必要とする人がいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 身近な所で保護できる制度として必要とする人がいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業を継続して実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業を継続して実施します。
		機能回復訓練事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> 脳性麻痺・パーキンソン病等、難病を含む様々な障害の機能回復訓練(機能の維持を含む。以下同じ。)を実施する施設が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 脳性麻痺・パーキンソン病等、難病を含む様々な障害の機能回復訓練(機能の維持を含む。以下同じ。)は、医療機関で行っているが、現状として退院後も継続して訓練を望まれる障害者がいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 心身障害者福祉センターの機能回復訓練に関する事業を推進します。 医療機関等との連携により、機能回復訓練に関する事業を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 心身障害者福祉センターの機能回復訓練に関する事業を推進します。 医療機関等との連携により、機能回復訓練に関する事業を進めます。
		日常生活用具の給付・補装具費の支給	<ul style="list-style-type: none"> 主に身体障害者の増加により、決定件数も増加している。 市のホームページや窓口、日常生活用具の委託業者等を通じて用具等の情報提供を行っている。 日常生活用具の種目が技術の進歩に追いついていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 市のホームページや窓口、日常生活用具の委託業者等を通じて用具等の情報提供を行っている。 技術の進歩により様々な用具が実用化されているとともに、利用者のニーズが多様化している。 	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活を支援するため、補装具費の支給を行うとともに、日常生活用具を給付します。 市のホームページや窓口、日常生活用具の委託業者等を通じて引き続き情報提供を行い、適切な給付及び支給を行います。 用具等の技術の進歩や利用者のニーズに応じた給付のあり方について検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活を支援するため、補装具費の支給を行うとともに、日常生活用具を給付します。 市のホームページや窓口、日常生活用具の委託業者等を通じて引き続き情報提供を行い、適切な給付及び支給を行います。 用具等の技術進歩や利用者のニーズに即した給付を行います。
		心身障害者や難病患者への福祉手当の支給	<ul style="list-style-type: none"> 経済的困窮者が多い。 各種手当の支給件数が増加している。 	<ul style="list-style-type: none"> 経済的困窮者が多い。 各種手当の支給件数が増加している。 	<ul style="list-style-type: none"> 心身障害者や、障害児を扶養する保護者、原因が不明で治療方法が確立されていない難病等の患者に対して、各種手当を支給します。 社会状況などの変化を踏まえ、手当の支給方法について柔軟に対応します。 	<ul style="list-style-type: none"> 心身障害者や、障害児を扶養する保護者、原因が不明で治療方法が確立されていない難病等の患者に対して、各種手当を支給します。 社会状況などの変化を踏まえ、手当の支給方法について柔軟に対応します。

方針を支える柱	目標達成のための取組み	施策項目	現計画の「現状」	新計画の「現状」(案)	現計画の「施策内容」	新計画の「施策内容」(案)
地域サービスの充実・地域生活への移行支援	地域で生活するための体制整備	障害者の家族のネットワークづくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の家族会について、設立相談や会場の提供、企画の相談、代表者のサポート等を行っており、継続して取り組む必要がある。 ・相談先のひとつとして、当事者やその家族との相談の場を必要としている人がいる。 ・発達障害者の家族同士の情報共有や交流の場が必要とされている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の家族会について、設立相談や会場の提供、企画の相談、代表者のサポート等を行っており、継続して取り組む必要がある。 ・相談先のひとつとして、当事者やその家族との相談の場を必要としている人がいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業の中で、障害者の家族のネットワークづくりや、当事者やその家族との相談の機会の増加を図ります。 ・家族会に関する情報の提供を図ります。 ・発達障害者の家族を支援するため、家族同士の情報共有・交流の場を設け、ペアレントメンターの育成に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業の中で、障害者の家族のネットワークづくりや、当事者やその家族との相談の機会の増加を図ります。 ・家族会に関する情報の提供を図ります。
		介護を行う家族支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・介護を行う家族が身体的、精神的な疲労で困憊したり、家族の高齢化が進み、支えきれない現状がある。 ・重症心身障害児(者)の家族等が一定時間休養を取れることが求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護を行う家族が身体的、精神的な疲労で困憊したり、家族の高齢化が進み、支えきれない現状がある。 ・重症心身障害児(者)の家族等が一定時間休養を取れることが求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護施設の受け入れの拡大を図るなど、介護を行う家族がリフレッシュできるレスパイト機能の充実を図ります。 ・重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業を適切に運用し、重症心身障害児(者)の家族等の一定時間の休養取得を図ります。 ・複数の障害児がいる家族への支援の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護施設の受け入れの拡大を図るなど、介護を行う家族がリフレッシュできるレスパイト機能の充実を図ります。 ・重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業を適切に運用し、重症心身障害児(者)の家族等休養取得の充実を図ります。 ・複数の障害児がいる家族への支援の充実を図ります。
		障害者が暮らしやすい住宅の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者住宅のニーズが高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者が暮らしやすい住宅が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者が自立して生活できるよう、公営住宅において障害者向け住宅の整備を促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅について、障害者が自立して生活できるよう、バリアフリー化を促進します。 <p>※住宅政策課</p>
		住宅設備改善の給付	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅設備改善の給付を必要としている人がいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅設備改善の給付を必要としている人がいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者が生活しやすい住宅への改修を促進するため、住宅設備改善の給付を引き続き行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者が生活しやすい住宅への改修を促進するため、住宅設備改善の給付を引き続き行います。
		社会参加への環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の美術館や市民会館、スポーツ施設等において入館料や使用料の減免を実施し、障害者が社会参加しやすい環境の整備を図っているが、今後も拡充を図る必要がある。 ・福祉まつりやふれあい運動会等のイベントへの障害者の参加を促進しているが、引き続き取り組んでいく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の美術館や市民会館、スポーツ施設等において入館料や使用料の減免を実施し、障害者が社会参加しやすい環境の整備を図っているが、今後も拡充を図る必要がある。 ・福祉まつりやふれあい運動会等のイベントへの障害者の参加を促進しているが、引き続き取り組んでいく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者がスポーツ、文化、レクリエーションなどの社会参加活動により参加しやすい環境をつくるために、関係機関・団体への啓発を進めます。また、社会福祉協議会との連携を図り、ボランティアセンターや市民活動支援センターの活用による環境整備やボランティア活動を促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者がスポーツ、文化、レクリエーションなどの社会参加活動により参加しやすい環境をつくるために、関係機関・団体への啓発を進めます。また、社会福祉協議会や市民活動協議会との連携を強化し、はちまるサポートやボランティアセンター、市民活動支援センターの活用による環境整備やボランティア活動などによる社会参加の機会を充実します。 <p>※福祉政策課、交通事業課</p>
		情報機器の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な日常生活用具を給付することにより、障害者への情報提供環境の整備を図っているが、引き続き取り組んでいく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な日常生活用具を給付することにより、障害者への情報提供環境の整備を図っているが、引き続き取り組んでいく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会環境の変化に応じて障害者等へのより適切な情報提供の手段を検討し、効果的な情報機器の活用を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会環境の変化に応じて障害者等へのより適切な情報提供の手段を検討し、効果的な情報機器の活用を図ります。

方針を支える柱	目標達成のための取組み	施策項目	現計画の「現状」	新計画の「現状」(案)	現計画の「施策内容」	新計画の「施策内容」(案)
<p>地域サービスの充実・地域生活への移行支援</p>	<p>地域で生活するための体制整備</p>	<p>重層的支援体制の強化</p>	<p>・CSW（コミュニティソーシャルワーカー）を配置した地域福祉推進拠点の設置を進めているが、今後も拡充を図る必要がある。</p>	<p>・CSW（コミュニティソーシャルワーカー）を配置した地域福祉推進拠点をより利用しやすく、他分野との連携が円滑に進むよう、地域での協力体制を強化していく必要がある。</p>	<p>・地域福祉の拡充が図られるように、社会福祉協議会に対して、適切な事業を展開するための体制づくりを支援します。 ・重層的支援体制整備事業において包括的な相談体制を構築するため、社会福祉協議会と連携してCSW（コミュニティソーシャルワーカー）の育成を進めます。</p>	<p>・地域福祉の拡充が図られるように、社会福祉協議会に対して、適切な事業を展開するための体制づくりを支援します。 ・はちまるサポートにおける地域の相談窓口と各分野の支援者の連携が十分に図れるよう、地域資源の関係性を圏域ごとに強化する取り組みを推進します。 ※福祉政策課</p>